

お役立ち☆くらしの情報⑤⑩

コロナ禍のお買い物 ライフに落とし穴？

「定期購入」に関するトラブルに注意！



市HP関連ページ

●問い合わせ 市民課生活人権室
☎53-2111 (内線2232)



「これって1回限りじゃないの!？」 通販申込前の確認ポイント

- 1回限りの購入？継続的な購入？**
- 継続的な購入の場合、回数は？
解約しないとずっと続く？**
- 解約方法*・条件や
返品方法・条件は？**
*クーリング・オフはありません。解約できる期間・期限を確認しましょう。
- 継続的な購入の場合、
総額や一定期間での支払額は？**
- 支払時期や引渡時期は？***
*継続的な購入の場合、2回目以降の商品は、前回の商品が届いてから何日後に届くか、後払いの場合、商品が届いてから何日以内に支払うのかを確認しましょう。

消費者庁
Consumer Affairs, Government of Japan

「定期購入」に関する相談が非常に多くなっています。

コロナ禍で自宅でのオンラインショッピングなどの利用が増えている中、通信販売サイトなどでは「1回目90%OFF」「初回実質0円(送料のみ)」など、通常価格より低価格で購入できることを広告する一方で、定期購入が条件となっている健康食品や飲料、化粧品等の通信販売に関する相談が、消費生活センターに多く寄せられています。

ひびくと助言

左図のとおり、定期購入での思わぬ出費を防ぐため「事前の確認」をしっかりと行いましょう。

定期購入の説明が、書かれている部分が、分かりづらいサイトが多く見受けられます。サイトの確認などの作業も行っていますので、不安に思った場合や、トラブルになった場合は消費生活センターへご相談ください。

消費者ホットライン188
イメージキャラクター
「イヤヤン」



消費者ホットライン
局番なし
188 (いやや)

もしトラブルに巻き込まれても、早めの対応で解決することも！
消費生活センターもしくは消費者ホットライン188へお気軽にお問い合わせください！



専門の相談員がいます
村上市消費生活センター

☎53-2111 (内線2233、2234)
FAX53-2541

荒川支所地域振興課 ☎62-3103

神林支所地域振興課 ☎66-6112

朝日支所地域振興課 ☎72-6885

山北支所地域振興課 ☎77-3112